

平成 30 年 10 月 22 日

JTA ジュニア JPIN の登録資格に関する埼玉県テニス協会の見解

現在埼玉県テニス協会が進めている登録既定の資格について、平成 31 年 1 月 1 日施行を延期して欲しいとの要望がありますが、以下の理由で関東テニス協会との検討会（10/16）及びジュニア選手の保護者に対してはお断りしました。（一部先に HP 上での見解と重複する点がありますがご了承下さい）

埼玉県テニス協会は埼玉県体育協会の下部組織であり、県民総合体育大会の位置付けで県ジュニア選手権大会を行っており、在住・在学が原則となっている。従って県外のジュニア選手が出場する事を公認する事は県テニス協会としては認められない。県外の該当ジュニア選手は約 100 名（全体の約 10%）で極めて多い。

県外ジュニア選手の為に県内在住・在学ジュニア選手は大きな不公平・不利益を被っており、これは県テニス協会として容認出来ない。

この点についてはランキングシステムでその選手の実力を評価する上で最も重要な要素となっている。

埼玉県内で所属団体として指導を受けているジュニア選手についてその関係を引き離す事など全く考えておらず、現在も所属団体名は県内、関東都県内、日本各大会でも公認されて出場しており、その名称を使用する事は問題ないと解釈しています。埼玉県に所属する団体から他県ジュニア大会に出場する場合は、所属団体の名称を使用できるように関東テニス協会に強く働きかけています。

平成 31 年 1 月 1 日施行については、既に半年以上経ち多数の選手が対応したり住所移転をした人もおり、ジュニア選手は 12 才以下、14 才以下、16 才以下、18 才以下の各クラスにするのは 1 年、又は 2 年と短く、その年齢が勝負でありこの期間は極めて重要であり延長は考えられない。

以上により、埼玉県テニス協会としては、平成 31 年 1 月 1 日より埼玉県主催大会の出場は在住・在学としますのでご理解下さい。

以上